二　大学等が共同研究等に関する次に掲げる事項（その内容が、当該大学等と共同研究等を行う個人又は法人との契約又は協定の締結その他共同研究等の実施に関し適切なものであると認められる場合における当該事項に限る。）を定めており、かつ、当該事項を公表していること。

イ　共同研究等に係る申込み及び契約又は協定の締結に関する手続に関する事項（当該手続に係る申込書及び契約書又は協定書の様式に関する事項を含む。）その他個人又は法人が当該大学等と共同研究等を実施するために必要な事務手続に関する事項

ロ　共同研究等に要する費用の分担に関する事項及び当該費用の額のうち当該大学等と当該共同研究等を実施する個人又は法人が負担した額について当該大学等が行う確認に関する事項

ハ　共同研究等の成果の帰属及び当該成果の大学等による公表に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、当該大学等と共同研究等を実施する個人又は法人が当該共同研究等を実施するために必要な事項

三　大学等が共同研究等の実施のために必要な業務の方法に関する規程を定めており、当該規程に次に掲げる事項の全てが定められていること。

イ　共同研究等に係る契約又は協定の締結事務を産学連携本部が実施すること。

ロ　共同研究等に係る経理事務を適切に実施するための会計に係る情報システム（当該共同研究等に要した費用の額、当該費用の費目及び当該費目ごとの額について、他の経理と区分して整理し保存する機能を有しているものに限る。）により、全ての共同研究等に係る経理事務を産学連携本部が実施すること。

ハ　共同研究等に係る費用の額の確認を産学連携本部が実施し、当該確認の内容に基づき、施行規則第五条の七第二十一項第一号イ若しくは第五号イ又は第二十条の二第二十一項第一号イ若しくは第五号イの認定を当該大学等の長が実施すること。

○国土交通省告示第五百四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十八年国土交通省告示第千百七号等を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

平成二十八年国土交通省告示第千百七号等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成二十八年国土交通省告示第千百七号（租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を指定する件）

二　平成二十八年国土交通省告示第千百八号（租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件）

三　令和六年国土交通省告示第二百九十九号（流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（平成二十八年国土交通省告示第千百七号の廃止に伴う経過措置）

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）附則第八条第四項及び第十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「旧効力措置法施行令」という。）第八条第一項第二号及び第二十九条の三第一項第二号の規定に基づくこの告示による廃止前の平成二十八年国土交通省告示第千百七号の規定は、なおその効力を有する。

（平成二十八年国土交通省告示第千百八号の廃止に伴う経過措置）

第三条　旧効力措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の三第二項の規定に基づくこの告示による廃止前の平成二十八年国土交通省告示第千百八号の規定は、なおその効力を有する。

（令和六年国土交通省告示第二百九十九号の廃止に伴う経過措置）

第四条　旧効力措置法施行令第八条第三項及び第二十九条の三第三項の規定に基づくこの告示による廃止前の令和六年国土交通省告示第二百九十九号の規定は、なおその効力を有する。